

D Xファーストステップ支援業務仕様書

1 業務名

D Xファーストステップ支援業務

2 業務の目的

I C TやA Iなどのデジタル技術を活用した生産性の向上や、新たな価値の創出が重要とされている中、人手不足等に直面する市内中小企業においても、D X（デジタル・トランスフォーメーション）を促進し、業務効率化や人手不足の解消による新規事業・事業拡大の促進、企業における新たな付加価値の創出などに取り組む必要がある。

本業務は、主にD Xに未着手の市内中小企業に対して、D Xの知識の習得と取組の促進に向けた積極的なアプローチを行うとともに、複数年にわたる継続的な支援を通じて、D Xのモデルケースの創出と市内企業への波及を図り、デジタル変革の促進と意識の底上げによる地域商工業の育成を目的とする。

3 業務内容

(1) 業務全体の企画・運営と調査員及び専門コンサルタントの配置

当該業務の体制を構築し、企画・運営及び全体マネジメントを行い、円滑な業務遂行を図る。

(2) 企業訪問による市内中小企業の実態調査の実施

ア 訪問計画の作成

150社を達成目標とし、このために必要な訪問リストや具体的な訪問計画を立案すること。また、訪問先の企業等は業種・業態・地域性等のバランスを考慮するとともに、光市の担当者と相談した上で計画を作成すること。さらに、直接の訪問が難しい場合の代替案についても検討し、状況に応じて対応可能な計画を策定すること。なお、目標達成後についても契約期間内においては、市内企業からの要望があった場合は可能な範囲で柔軟に対応すること。

イ コンテンツの作成

訪問先での紹介や簡単なヒアリングのため、市内企業に興味や関心を抱かせるコンテンツ・ヒアリングシート等を作成すること（ただし、受託者が既に自身の業務で使用しているものを活用してもかまわない）。また、その他、業務遂行上、必要な素材（名刺なども含む）についても適宜作成すること。

ウ 訪問調査

策定した訪問計画や訪問プロセスに従って市内企業を訪問し、経営課題のヒアリングを行うとともにD Xの必要性やメリットを伝え、様々な支援制度の紹介や

伴走支援の活用、セミナーへの集客を実施すること。また、必要に応じて、光市の担当者が同行する場合があることから、適宜連携できる体制を構築すること。

(3) D Xに関する定期的なセミナーの開催

ア 開催スケジュールの作成

D Xに関する基礎知識の習得等を目的として、実施回数も含め効果的な内容となるような開催スケジュールを作成すること。

イ セミナーの周知及び参加企業の募集

参加企業確保の観点から、効果的な手法でセミナーの周知や参加企業の募集を実施すること。

ウ セミナーの開催

オンライン開催など、効果的な実施につながる手法で開催すること。

(4) 短期のD X伴走支援の実施

ア 支援対象企業の募集

光市及び関係機関と協力しながら、市内中小企業の中から、D X伴走支援を行う企業の募集活動を行うこと。また、定期セミナーから効果的な集客ができるよう実施すること。

イ 支援対象企業の選定

D X伴走支援を行う企業を5社以上選定すること。また、市内企業に普及啓発が行える事例（モデルケース）を創出につながるよう、複数年に渡る継続的な支援も見据えた具体的な選定基準や選定手法、効果的な実施につながる件数等を提案すること。

ウ 伴走支援

企業のD X段階に応じて集中的な伴走支援を3箇月間実施するものとし、市内企業に普及啓発が行える事例（モデルケース）を創出すること。なお、具体的な支援内容としては、以下を想定しているが、その他、業務目的の達成につながる支援頻度及び回数等効果的な手法について提案すること。

(ア) 課題整理及び分析

(イ) 対応策に関する助言、指導

(ウ) デジタル化導入支援

(エ) 社内におけるD X人材育成

(オ) D X推進計画の策定 等

(5) 成果事例集の作成

伴走支援におけるD Xへの取組やその変化・効果などについて、支援対象企業1社当たり1件の記事として執筆すること。光市の支援事例として、ホームページ等で公開できる形で納品すること。

4 委託期間及び納入期限

(1) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(2) 納入期限

ア 3(2)については、令和6年10月31日までに実施すること。

イ 3(3)については、令和7年2月28日までに実施すること。

ウ 3(4)については、令和7年2月28日までに実施すること。

エ 3(5)については、令和7年3月28日まで

(3) 納入場所

光市経済部商工振興課

〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

5 実績報告

委託業務完了後、委託業務完了報告書を冊子及びデータで提供するものとする。

6 その他

- (1) 本業務に関する資料・成果品の一切の権利は、全て本市に帰属するものとし、受託者は本市の許諾なしに他に公開、貸与及び使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報について他人に漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、適切な管理を行わなければならない。
- (4) 業務の実施に当たっては、本市と緊密な連携を図ること。
- (5) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は、受託者が負担する。
- (6) 本仕様書に記載が無い事項について、疑義が生じた場合は本市及び受託者ともに十分協議の上、解決するものとする。